法令適用事前確認手続 (照会書)

令和5年6月28日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿

東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 渥美坂井法律事務所·外国法共同事業 弁護士 小山 修司

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に 当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されるこ とに同意します。

記

- 1. 法令名及び条項
 - (1) 建設業法第3条第1項
 - (2) 建設業法第19条第1項
- 2. 個別具体的な事実
 - (1) 当事者

A:業務委託者

B:業務受託者

C:請負人1

(2) Aは、Bに対し、ある建設工事(「事務所新設、移転、統合、アップグレード等に伴う内装、改装、設備関連工事、或いは設備等の更新、設置等」、「各種補修、サインや通信設備等の移設、増設、設置等のいわゆる雑工事」等に係る建設工事が想

¹ 2(2)記載の建設工事を請け負うために必要となる建設業の許可を有している。なお、建設業法 第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事については、建設業の許可を有していない者 (軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者に限る。)に発注されることもあり得る。

定されている。)に係る発注代行・支払代行業務を委託し、必要な代理権(建設業 法第19条第1項に規定する書面(以下「19条書面」という。)の作成及び交付に係 る代理権を含む。)を付与する。

- (3) Bは、Cを含む複数の建設業者から、当該建設工事に係る見積りを取得、精査し、 発注内容についてAの承諾を得た上、Aのために、建設工事の発注を代行する。
- (4) 当該建設工事に係る請負契約は、A及びCの間に存続する。
- (5) Bは、Cとの間において、Aのために、19条書面の作成及び交付を行う。
- (6) Bは、Aから当該建設工事に係る請負代金相当額を受領した上、Cに対し当該請負代金を支払い、又はCに対し当該請負代金を支払い、Aに対し当該請負代金相当額を求償する。

3. 見解及びその論拠

(1) 建設業法第3条第1項

Bの業務は、発注、支払等の代行であること、Bは発注内容についてAの承諾を得た上、発注を代行するものであり、発注に係る契約内容の決定権限はAに留保されていること²、建設工事に係る請負契約は、A及びCの間に存在し、Bは、請負人又は発注者としての権利義務を負わないことなどから、A及びBの間の業務委託契約は、民法上の請負契約ではなく、かつ、建設工事の完成を目的として締結する契約でもないと解される。したがって、Bの業務は、「建設工事の完成を請け負う営業」(建設業法第2条第2項)には該当しないため、建設業法第3条第1項の適用はなく、Bが上記業務を遂行するにあたり、建設業の許可を受ける必要はない³。

(2) 建設業法第19条第1項

A及びCが請負契約の当事者であるから、A及びCが19条書面を作成し、交付するのが原則であるが、AからBに対して19条書面の作成及び交付についての代理権が付与されていれば、B及びCの間で19条書面の作成及び交付がなされることにより、A及びCの建設業法第19条第1項に基づく義務が履行されたと解することに法理論上の障害はない。また、法文上も「自書」等本人自身の署名等が要求される規定とはなっておらず、かつ、かかる代理権が付与されている以上、建設業法第19条第1項の趣旨が没却されることにもならない。したがって、AからBに対して19条書面の作成及び交付についての代理権が付与され、B及びCの間で19条書面の作成及び交付がなされた場合、A及びCは、建設業法第19条第1項に規定する義務を履行した

² 池田伸之弁護士の平成 21 年 2 月 27 日付法令適用事前確認手続(照会書)及び国土交通省総合 政策局建設業課長の平成 21 年 3 月 27 日付法令適用事前確認手続回答書参照。

³ B の業務は建設工事の請負に該当しないため、B が特定建設業者である場合において、当該業務を行うときであっても、建設業法に規定する特定建設業者に対する規制は B に適用されない。

ことになると解すべきである。

- 4. 公表の延期の希望 延期を希望しない。
- 5. 連絡先

以上